

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和4年3月4日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 J A三井リース株式会社

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 MORIOKA TSUTAYA 盛岡市本宮四丁目40番20号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者並びに小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(4) 変更の年月日

ア 平成30年4月1日

イ 平成25年11月1日、平成28年3月1日、平成30年4月1日、平成30年9月21日及び令和元年7月20日

(5) 変更の理由

ア 大規模小売店舗の名称の変更のため

イ 小売業者の変更のため

2 届出年月日 令和4年2月10日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所